

大分県報

令和八年
第七三六号
九月八日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定 一
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧 二
- 森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項 二

○告示

大分県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和八年九月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療法人清瞳会 岡田眼科医院	医療法人清瞳会	別府市楠町一番三二号	令八・五・一
いとう循環器・ 麻酔科クリニック	医療法人いとう会	別府市石垣西七丁目二一四七一	令八・五・一
医療法人日本良 和会姫山歯科診 療所	医療法人日本良和会	別府市亀川中央町二九番一〇号	令八・五・一

酒本歯科医院	医療法人貞祥会	別府市青山町三一〇九番の二	令八・五・一
医療法人角野歯 科医院	医療法人角野歯 科医院	中津市豊田町一四―三五	令八・五・一
ファミリー歯 科・こども歯科	医療法人雅紀会	佐伯市中の島二丁目一九番三〇号	令八・五・一
輔仁薬局新別府 前店	株式会社輔仁薬 局	別府市鶴見八組クレール凌雲台 一F	令八・五・一
いとうこどもア レルギークリ ニック	伊藤 創太郎	中津市中殿町四丁目一番地一	令八・六・一
秋岡医院	医療法人一貫軒	津久見市徳浦本町七番三号	令八・六・一
いしばしの里ク リニック	医療法人悠久会	宇佐市内町櫛野字塔ノ元一六七 番の一	令八・六・一
いしかわ皮ふ 科・形成外科	医療法人石川会	豊後大野市三重町市場一二七三番 地一	令八・六・一
立川眼科	医療法人立川眼 科	由布市挾間町挾間二七六番地二	令八・六・一
ワタナベ薬局高 田店	株式会社ワタナ ベ	豊後高田市大字界三七二―三	令八・六・一
医療法人秋水堂 若宮病院	医療法人秋水堂	日田市南元町六番四一号	令八・七・一
前尾眼科	前尾 直子	臼杵市市浜大平木一二四二―三	令八・七・一
サンライズ酒井 病院	医療法人平成会	速見郡日出町三一五六番地一	令八・七・二二
三池循環器科内 科クリニック	医療法人善心会	玖珠郡玖珠町大字塚脇四六一番地 の七	令八・七・一

令和八年九月八日

大分県報（告示）

蛇崎調剤薬局	株式会社下川薬局	佐伯市池田一九三八番一	令八・七・一	大分県告示第三百六十八号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。 令和八年九月八日 大分県知事 佐藤 樹一郎 事業名 地区名 縦覧期間 縦覧場所 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水） 豊後大野地区 令八・九・八から令八・九・二八まで 豊後大野市役所 大分県告示第三百六十九号 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。 なお、当該区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。 令和八年九月八日 大分県知事 佐藤 樹一郎 一 区域及び期間 1 区域 杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存在する松林の区域のうち次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。） 2 期間 令和八年十月一日から令和九年二月二十八日まで 二 森林病虫害等の種類
あさがお薬局	有限会社陽谷駅前薬局	国東市国東町綱井四四五―五	令八・七・一	
有限会社シンエイ調剤薬局	有限会社シンエイ調剤薬局	玖珠郡玖珠町大字塚脇四六一番地の三一	令八・七・一	
ケアライブリー訪問看護ステーション	株式会社 Care Liveley	別府市竹の内町三六番四 サンビラ竹の内	令六・九・一	
訪問看護ステーションひまわり	医療法人社団仁泉会	別府市中島町一七番六号	令八・四・一	
畑病院	医療法人社団仁泉会	別府市中島町一四番二二号	令五・一一・一	
訪問看護ステーションほんわか	株式会社ひなた	別府市大字北石垣四七番地の一 パークヒルズ別府レジデンス一〇七号	令八・五・一	
訪問看護ステーション夢眠べっぷ	株式会社夢眠ホーム	別府市鉄輪六七一番地一	令八・五・一	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護くろき	医療法人社団春日会	別府市平田町二番二号	令八・二・一	
訪問看護ステーションハッピーライフ	榮楽商店株式会社	別府市南町二番八号 園田ビル二〇三号	令八・四・一五	
日田市医師会立訪問看護ステーション	一般社団法人日田市医師会	日田市清水町八〇二番地の五	令三・七・一	

松くい虫 三 行うべき措置の内容 松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。 四 命令をしようとする理由 一の１に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。 五 その他必要な事項 １ 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。 ２ 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。 ３ 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。 ４ 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の２に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。 ５ 知事は、４の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。	
--	--